65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料は、3年毎に事業計画の見直しを行い 介護サービスの見込量や費用を検討し決定します。平成18年度から平成20年度ま での保険料は表1のとおりとなり、新たに所得の低いかたへ配慮した段階区分(改 正前の2段階区分を細分化)を設定、改正前と比較し2%の減額となりました。



表 1 (保険料は年額/円です)

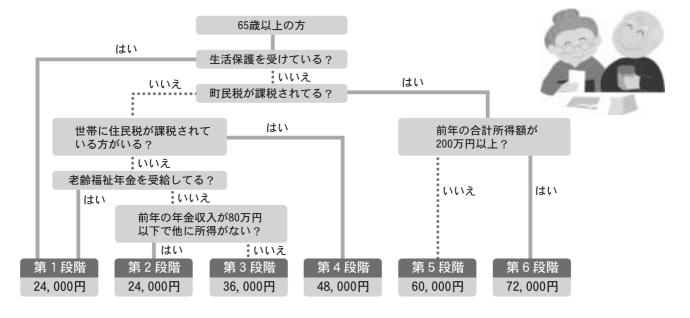
改正前(平成15年度から平成17年度)				改正後(平成18年度から平成20年度)				
区分	対 象 者	割合	保険料	区分	対 象 者	割合	保険料	比較
第 1 段階	生活保護受給者及び老齢 福祉年金受給者で世帯全 員が町民税非課税	基準額 × 0.5	24,500	新第 1 段階	同 左	基準額 × 0.5	24,000	500
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方	基準額 ×0.75	36,700	新第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で 本人の合計所得金額+課税 年金収入額が80万円以下	基準額 ×0.5	24,000	12,700
				新第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で 新第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	36,000	700
第3段階	世帯の誰かに町民税課税 者いて、本人は町民税非 課税の方	基準額	49,000	新第4段階	同 左	基準額	48,000	1,000
第 4 段階	本人が町民税課税で、前 年の合計所得金額が200 万円未満の方	基準額 ×1.25	61,300	新第 5 段階	同 左	基準額 ×1.25	60,000	1,300
第 5 段階	本人が町民税課税で、前 年の合計所得金額が200 万円以上の方	基準額 ×1.5	73,500	新第 6 段階	同 左	基準額 ×1.5	72,000	1,500

月額保険料(基準額)の比較

区分	改正前	改正後	比較
和寒町	4,084	4,000	84
全 道	3,514	3,910	396
全 国	3,293	4,090	797

税法上の緩和措置

65歳以上の非課税限度額が廃止となり税法上の経過措置が行 れるため、その対象者の介護保険料を平成18・19年度に段階 的に引上げる緩和措置を行います。(対象は、平成17年度の第 1・2 段階のかたが、平成18年度に第4・5 段階になる方です)



特別徴収の方の保険料

前年度から引き続き年金から差し引かれている方は、4・6・8月は仮徴収として2月と同じ金額が差し引かれます。4月の時点では前年所得が確定していないため確定後に年額保険料が決まり、10・12・2月分は年額保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めることとなります。

例

平成17年度 年額61,300円(第4段階)			平成18年度 年額60,000円(第 5 段階)						
本 徴 収				仮 徴 収		本 徴 収			
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
10,200円	10,200円	10,200円	10,200円	10,200円	10,200円	9,800円	9,800円	9,800円	
10,200円×3回=30,600円			10,200円×3回=30,600円			9,800円×3回=29,400円			

65歳以上の保険料の納め方

保険料は65歳到達月の分から納めることとなります。

受け取る年金額によって次の二種類に分かれます。

- ア 特別徴収(年金月額が15,000円以上の方) 偶数月(年6回)に支払われる年金から、保険料が差し引かれます。
- イ 普通徴収(年金月額が15,000円未満の方、転入者、年度途中の65歳到達者、4月時点で年金を受給していない方)
 - ・町から送付する納付書で4回に分けて納めていただきます。

第 1 期 8 月15日~31日 第 2 期 10月15日~31日 第 3 期 12月15日~31日 第 4 期 2 月15日~28日



●保険料を滞納すると

介護保険給付費の財源は保 険料と公費で賄われ、介護が 必要となった人を社会全体で 支援する制度です。保険料を 滞納すると次の措置がとられ ます。

【1年以上の滞納】

利用したサービス費用の全額を負担し、その後費用の9割分が払い戻されます。

【2年以上の滞納】

利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額サービス費などが受けられなくなります。

●保険料の軽減制度

低所得者に対し、保険料の軽減制度を設けています。対象は、次の いずれにも該当する方です。

- ア 保険料段階が第1段階または第2段階で生活保護受給者でない。
- イ 本人、世帯全員のそれぞれの収入が老齢福祉年金(年額 412,000円)以下。収入には、給与・年金・預貯金・仕送り・ 失業給付・保険金等が該当となります

【軽減する保険料】

平成18年4月以降の保険料で、申請月以降の保険料について軽減を行います。

ア 第1段階の方:第1段階保険料を2分の1に軽減 イ 第2段階の方:第2段階保険料を2分の1に軽減

【手続き】

・申請の際、該当するかどうか確認するため、世帯員全員の収入が確認できるもの(年金の通知書、預金通帳等)、印鑑を持参ください。申請手続きは、保健福祉課介護保険係で行っています。